

Title	物価の暴騰と其調節に就て(下)
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.10 (1917. 10) ,p.1374(124)- 1394(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0124">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0124</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一億弗を下る時は、金證券を發行することを得ずとの間接的規定あるに止まりしが、一九〇〇年の金本位條例に於ては、兩種政府紙幣兌換の爲め一億五千萬弗の金準備を保持すべきこととなり、若し右金準備にして一億五千萬弗を下るに於ては、(1)國庫の一般基金中の金貨との兌換に依り、回收されたる紙幣と引換へ、(2)國庫若しくは支金庫に於て金貨の預託を受け、之に對して紙幣を交付するか、又は(3)回收されたる紙幣を以て金貨、金塊の買入を爲すかの方法を以て準備の回復を講せざるべからず。若し右の方法に依るも尙ほ所期の目的を達する能はざる時又は金準備の一億弗を下れる場合には、政府は三分利以内の公債を發行し其手取金を以て金準備の充實を圖ることを要すとせられ、以て政府紙幣に對する兌換の途を確立したり。

(五) 聯邦準備紙幣

此は新銀行制度の主要部分をなし、且將來の合衆國通貨制度を支配するの職務を有すべきものなれば、第五に於て別に一節を設けて説く所あるべし。(次號完結)

物價の暴騰と其調節  
に就て(下)

高城仙次郎

三 物價は人爲的に調節し得るや

物價は貨物の需用と供給との關係に依りて定まるものであつて、需用が多く供給が少ければ騰貴し、需用が少く供給が多ければ下落するのであるから、物價は人爲的に左右すること不可能であると信じて居る者が少くない様である。されば、吾人が以下本篇に於て物價調節の可否を論ずるに當りて先づ最初に物價が人爲的に調節し得るものであるか否やを講究せねばならぬ蓋し若し物價が人爲的に左右すること能はざるものであるならば、其の當否を論ずるは徒勞と云はなければならぬからである。

されど此問題の解決を試みるに當りて特に吾人の注意を要する點は物價調節に廣狹二様の意義の存して居ることである。狹義の物價調節とは或る一二若しくは四五の特殊貨物の市價を人爲的に左右することを云ふのであつて、大隈内閣が大正四年に試みたる米穀調節又は寺内内閣が最近實施せる米穀類及其他六種の貨物の市價調節は即ち其一例に外ならない。次に廣義の物價調節とは物價平準の調節、換言すれば、一般物價の調節の謂である。此廣狹二義の物價調節は決して同一のものでなく、兩者は常に個々別々に研究す可きものであることを忘却してはならない。蓋し狹義の物價調節に在りては、大隈内閣の米價調節に於けるが如く、一種又は數種の貨物の市價を人爲的に騰落せしむることを主眼とし、他の貨物の相場が夫れが爲めに蒙る可き影響に就きては何等顧慮する所なきを常とするものなるが、廣義の物價調節に在りては物價

平準、即ち一般物價を人爲的に左右することを以て其目的とし、特殊貨物の市價の高低に就きては特に注意を拂ふことがないからである。故に吾人は先づ個々の物價は果して人爲的に左右し得るものなるや否かを研究し、次に一般物價の調節に論及し度いと思ふ。

或る特殊の貨物例へば、米穀の市價が假りに下落せりとせば、そは勿論其需用が減少せるか或は供給が増加せる爲めであるが故に、若し人爲的に米價を引上げんと欲せば、米穀の需用を増進せしむるか、或は其供給を收縮せしむれば目的を達し得るのである。米穀の需用と供給とは自然的現象であつて、其自然的原因に依りて定まる米價も亦自然的現象であるが故に、之を人爲的に左右せんと試みるは徒爾であると論ずる者が少くないが、此種の論者は需用と供給と云ふと消費と生産とを混同して居る様に思はれる。根本的又は永久的見地より論ずれば、米

穀の需用は消費に依り、又其供給は生産に依りて定まるものであるが、此兩者は常に全然同一であると云ふことが出来ない。凡そ或る一定の時に於ける各貨物の需用は

(一) 國內の消費額

(二) 海外輸出額

(三) 投機的購買

に依りて定まるものであつて、此内第一の國內に於ける消費は所謂自然の現象であるが故に、政府は行政的手段に依りて突嗟の間に其分量を増減せしむることが出来ない。假令ば明治四十五年の夏期に於けるが如く米價が奔騰し細民が悲況に陥りたる際に當局者が市價を低落せしめんと如何に焦慮するも、國內に於ける米穀の消費を急激に減退せしむることは不可能である然しながら海外の輸出も投機的購買も政府は禁止することが出来る。現に各交戰國は國內に於ける物價の暴騰を防ぐ爲みに種々の貨物の輸出

を禁止若しくは制限して居る。又最近に於て我國にては米穀類外六種の貨物を買占むる者をば罰することにした。此兩方策を用ゆれば貨物の需用を減退せしむることが出来るのである。故に假りに消費額は法令に依りて左右すること不可能であるとするも、一貨物に對する一定の時に於ける全需用額は人爲的に收縮するを得るではないか。加之、英獨に於て必要品の消費額を制限せるが如き非常手段を採れば、實際の消費を基礎とする需用すら幾分か人爲的に減退せしむるは必ずしも不可能ではないのである。次に各貨物の供給は

(一) 現在高

(二) 國內の生産額

(三) 輸入額

に依りて根本的に定まるものであるが、煙草專賣に於けるが如く、生産者が特定の貨物を強制的に供給せしめらるゝ場合を除き、各貨物の生

産者又は販賣者は自己の欲する價格を以て、又自己の欲する時と場所に於て貨物を販賣する權利を有するものであるから、其現存高又は生産額は常に全部市場に提供せらるゝものではない現存高と生産額とが悉く市場に提供せらるゝは價格の大に騰貴せるときのみである。従つて一定時に於ける或は特定の貨物の供給額は決して其の蓄藏高と日々に生産せらるゝ分量との合計と同一でない。詳言すれば、價格が低ければ貨物の生産者又は販賣者は多量の現品を貯藏するにも拘らず、其市價が騰貴する迄供給を差控へることがある。言葉を換ゆれば、賣惜みをする力に依りては急速に之を増加せしむるは不可能である云ひ得るも、此賣惜は政府に於て或程度迄禁止又は制限し得るものである。若し果して然りとせば、供給も或る範囲内に於ては人爲的に増加せしむることが出来るものと云

はねばならぬではないか。又、輸入も人爲的に増減し得るものであるは多言を須ひずして明かである。或る貨物例へば米穀の市價が暴騰したるときには其關稅を全然撤廢するか又は輕減すれば輸入が増加する。無稅品であるならば、運賃の補給、利潤の保證等の手段を採りて輸入の奨勵を圖れば目的を達することが出来る。又、市價が其反對に暴落せる際には輸入税を引上げるか或は輸入を禁止又は制限すれば、國內に於ける外國品の供給は人爲的に減退せしむることが出来る。要するに一貨物の供給も或る範囲内に於て人爲的に調節し得るものであると云はねばならぬ。

斯くの如く、貨物の需用と供給も共に人爲的に増減せしむることが可能であるが故に、其需用供給に依りて定まるものである市價も亦人爲的に調節し得るものであると認めざるを得ない。即ち、一貨物例へば米穀の市價が暴騰した

とすれば、一方に於て買占と輸出を禁止して需用減退を誘致し、又一方に於ては賣惜みを禁止し且つ輸入を奨励して供給の増進を圖れば、市價は自ら多少低落するに違ひない。明治四十五年の春米價が奔騰し、東京の正米平均相場(中米)は一月中旬に十八圓十五錢であつたのが其後漸次騰貴して七月には空前の二十三圓二十九錢迄上つたのであるが、政府は米穀の定期取引に鮮臺米の受渡を許可し、且つ米粗の輸入税を輕減して米穀の供給の増加を圖つた爲めに、騰貴の趨勢は漸やく頓挫するに至つた。政府が此米價調節策を採つた後でも尙ほ暫時騰貴の氣勢を繼續したのは事實であるが、是れは云はゞ惰性であつたのである。

次に米價が假りに暴落せるときには、一方に於て米穀の輸入を禁止又は制限し、農村の金融を潤澤にして米穀の投賣を防ぎ以て供給の減退を誘導し、又一方に於ては政府に於て米穀を買

上げ以て其需用の増進を圖れば、米價を幾分か騰貴せしむることが出来る。大正三年の後半期米價が漸落して十二月中の正米平均相場が十二圓二十錢迄下落したが、時の大隈内閣が米價買上策を發表し次で之を實行せるが爲め、正米相場は四年一月には十三圓四十七錢、二月には十四圓四十二錢、三月には十四圓十八錢に恢復した。

斯くの如く、貨物の市價は或る程度迄は人爲的に左右することの出来るものである。但し物價の調節策には一時的の效力を有するものと永久的の効用を有するものと別のあることを忘却してはならぬ。政府の米穀買上の如きは一時的の效力を有するものと認む可きである。勿論理論的に之を論ずれば、政府が多量の米穀を毎年買上ぐるにせよ、人爲的に米穀を永久に調節することが出来る譯であるが、斯くの如きことは財政上實行が不可能である。従つて米穀の買上

に依りて米價をして永久に高値を維持せしむるは困難であると云はねばならぬ。然しながら、假令自然の成行に任かすとも、米價は決して永久に農民に損失を與ふる値段を維持するものではない。普通米穀は(一)豊凶の關係、(二)人口増加に基く需用の膨脹、(三)植付面積の伸縮等の事情よりして、其市價は間斷なく騰落するものであつて、假令一時暴騰又は暴落することも其趨勢は數ヶ月長くも二三年を出でずして挽回せらるゝものであるが故に、人爲的調節も永久に實施するの必要を見ることがあるを常とする。尤も、米價をして永久的に低位を保たしめんと欲したならば、買上等の一時的效力を有する方法に依らずして、他の永久的效力を有する方法を採らねばならぬ。例へば一石二十圓以上の現時の米價をば永久に十圓内外の相場を維持せしめんと欲しなば、如何に賣惜みを嚴禁し、輸入を奨励することも、或は其目的を達することが

不可能であらう。然し斯くの如き物價の永久的調節は決して不可能ではないのであつて、其方法にして良しきを得ば、實行し得るものである。上述の如く、米穀なり又は其他の貨物なり或る特種の貨物價格は人爲的に調節し得るものであるが、物價平準即ち一般物價も亦斯くの如く政府に依りて任意に左右し得るものであるか。吾人は先づ最初物價平準は人爲的に左右し得るものであることを斷言して置き度い。然しながら此物價平準の調節に對しては或る數種の貨物の市價に對して用ゆ可きものは多少異なりたる方法を探らねばならぬ。其理由は下の如くである。假りに物價平準が著しく昂騰せる際に之を引下げんとせば、數種又は總ての貨物の輸入を奨励し同時に其輸出を禁止若しくは制限せば其目的を達することが出来るものであるが、買占、賣惜の禁止に依りては物價平準を左右することは不可能であると云ひ得る。如何となれば



是れ迄買占又は賣惜を行ふ爲めに用ひられし資金が此兩者の禁止後他の貨物の買占若しくは賣惜を行ふ目的に利用せられ、其等貨物の需用は夫れが爲めに膨脹し且つ其供給が收縮せらるゝ結果として其市價騰貴し、買占並に賣惜の禁止せられし貨物市價の下落は是れが爲めに相殺せられ、物價平準は結局殆んど何等の影響を蒙らざることになるからである。

物價平準を人爲的に低落せしむるには斯くの如く買占及び賣借の禁止に依らずして、輸入の奨励並に輸出の禁止若しくは制限を行ふ可きであるが、最も有效的なる物價平準調節策としては貨幣流通額の收縮を圖ることを擧げなければならぬ。貨幣流通額を收縮せしむる方法としては硬貨鑄造發行の停止又は制限、(二)海外投資の奨励、(三)中央銀行割引歩合の引上、(四)兌換券發行税の増徴、(五)保證準備發行權の縮少(六)兌換券發行額の制限等數々あるが、其方法

如何を問はず貨幣の流通額を收縮せしむれば、貨物に對する人民の購買力は自ら減退し、其需用は従つて收縮する結果として、一般物價は自然低落するに至るのである。

假りに、物價平準が其反對に著しく下落せる際に之を引上げんと欲せば、貨物の輸入を制限し其輸出を奨励するか、或は貨幣流通額を膨脹せしめれば、其目的を達することが出来る。

以上論述するが如く、二三種類の貨物の價格も一般物價平準も之を人爲的に騰貴或は低落せしむることは決して不可能ではない。今假りに物價調節方法の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

甲 特種貨物の市價を調節する方法

A 一時的效用を目的とする方法

最高又は最低價格の制定

買占、賣借の禁止若しくは制限

輸入税の制定、増率、輕減又は撤廢

の價格を人爲的に左右する爲に用ゐる得る方策は少くなからうが、前表は物價調節策の一斑を示すに足ると思ふ。猶ほ以上擧げたる各種の政策に就きて逐一簡單なる説明を加へ度いのであるが、紙面の都合上之を他日に譲ることとする。

四 物價騰落の影響

上文に於て論述せるが如く、特種貨物の價格にせよ物價平準にせよ共に人爲的に調節し得るものであるが、騰貴せる物價を人爲的に下落せしめ、又低落せる物價を同じく人爲的に昇騰せしむる事が果して國民の幸福を増進せしむるの所以であるか否かは全く別問題である。物價が著しく騰貴又は下落せし場合に政府に於て何等かの方法を講じ、人爲的に其變動の趨勢を頓挫せしめ或は進んで以前の標準に物價を復歸せしむるに努力す可きか否かは其變動が如何なる影響を及ぼせしかに依りて決す可き問題であるは言を俟たずして明かなることであると云はねば

輸出入の禁止又は制限

輸出入の奨励

運賃政策

消費の制限

代用品使用の奨励

買 上

低利資金の貸付

B 永久的効果を目的とする方法

專 賣

官營販賣

生産の奨励

商品倉庫の奨励

運輸機關の改良

乙 一般物價を調節する方策

輸入の禁止又は制限

輸出の禁止

通貨政策

以上十數種の外に物價平準若しくは特種貨物

ならぬ。然らば物價の變動は如何なる結果を齎すものであるか。吾人は先づ物價の騰貴せし場合に就きて簡單なる説明を試みることにする。

既に再三論じて置いた如く、單に物價騰貴と云ふも、僅かに二三種の貨物の市價が昂騰せる場合もあれば、又物價平準が騰貴せることもあつて、此二様の物價騰貴は別々に講究せねばならぬ。而して先づ特種の貨物が騰貴せる場合に就て之を觀るに、其騰貴が需用の増加に依りて誘致せられたるか、或は供給の減退せし結果として發生せる現象であるは勿論であるが、假りに需用の膨脹が騰貴の主因である場合に、若し其需用の増進が消費の増加に基づくものであるとするならば、其貨物の生産に従事せる總ての企業家が豫期せざりし利益に浴するは云ふ迄もない。又其生産業者に雇傭せらるる者は賃銀、手當等の増加に依り、且つ其生産業者に原料を供給する者も原料に對する需用の膨脹に依り生産

業の利益増加額の裾分に預ることになる。然しながら、若し需用の増加が消費の増進に依りて自然的に誘致せられたるものでなくして、單に商人の一時的買占に依りて發生せし現象であるとするならば、其等の商人は暴利を博するかも知れないが、生産業者は何等の利益を蒙らないことがある。如何となれば、買占は永久に行ふこと困難なれば、應て其反動の爲め價格暴落するに至るが故である。次に、供給の減退に依りて價格が騰貴せる場合に若し其供給の減退が生産額の減少に基づくものであるならば、一部の生産業者は餘分の利益を收むることあるも、總ての生産業者が夫れに均霑すると云ふことはおるまい。

一貨物の生産額の減退は生産業者が按分比例を以て産額制限を協定せし場合を除き決して一様に行はるるものではない。例へば、米穀の生産に於けるが如く不作の爲めに全國の總生産が

激減せるも、總ての地方、總ての農夫の收穫が同一の割合にて減量したのではない。一部の農夫の收穫は大に減少せるも、他の農家の收穫が平作通りのこともあれば、又平年よりも多きことすらある。此の中平年通りか或は平作以上の收穫を得し農夫は米價の騰貴に依り意外の利益を收むることを得るも、平年よりは少量の收穫を得し農家は米價の騰貴せるにも拘らず、例年通りの収入を得るに過ぎざるか、或は夫れすら不可能のことも往々あるは云ふ迄もない。更に物價の騰貴が生産額の減退に基かずして商人の賣惜に依りて誘致せられたる現象であるとするならば、生産業者は何等利益を蒙らない。蓋し賣惜を爲す者は消費者に高價に賣付くも生産業者よりは普通安價に買入れるからである。加之、商人の賣惜は往々生産業者に損失を與ふることになる。如何となれば、賣惜に依りて市價が騰貴せば、消費が減退し需用が従つて減少す

るからである。然しながら、生産業者自身が賣惜を行ふとすれば、生産業者は一時的には價格の騰貴に依りて従前よりは多額の利益を收むることもあるが、賣惜は消費の減退を醸すものであるが故に、長期間の損益を平均すれば、結局生産業者は格別利益を増加することを得ないであらう。

特種貨物騰貴の原因が何であらうと消費者が其騰貴の爲め損失を蒙るは勿論である。消費者中其貨物をば他の貨物の製造の原料として用ふる者は其製造品の賣價を引上げて原料品の騰貴に基く出費の増加額の一部若しくは全部を其製造品の消費者に轉稼するは不可能ではないが、其製造品の需用が騰貴の爲め減退するにせよ、製造業者は多少の損失を蒙ることを免がれない。

最後に特種貨物の騰貴は小賣商人に對して如何なる影響を與ふるか云へば、若し其騰貴が消費の増加に依りて誘致せられたる現象である

とするならば、販賣の數量も販賣金額も共に増加するのであるから、小賣商の利益も亦増加する。然しながら若し其騰貴が供給の減退に基づくものであるとするならば、販賣金額は減少せずとも、消費従つて販賣數量が減少する結果として利益は縮小せざるを得ないのである。

以上は特種の貨物が騰貴せる際に生産業者、商人、消費者等の蒙る影響の一斑であるが、吾人は今や進んで物價平準の昂騰の結果に就て簡單なる説明を試み度い。物價平準の騰貴には總ての貨物が騰貴せし場合と、一部の貨物が騰貴し一部貨物が下落せるも平均せば全體が騰貴せるの結果を呈せる場合との別がある。假りに總ての貨物の價格が騰貴せる場合に就きて之を觀るに、其原因は普通需用の増加に基づきて居る理論的に云へば、供給の減退よりして物價平準が騰貴することありと論じ得るも、實際には總ての貨物の供給が同時に減量するが如きことは

想像し能はざる所である。而して總ての貨物を同時に増加せしむる殆んど唯一の原因は通貨の膨脹に外ならない。若し果して斯くの如く、總ての貨物の價格が通貨の膨脹に依りて促されたる消費の増進に基づく需用の増加に依りて誘致せられたる現象であるとするならば、生産業者並に商人が以前よりも多額の利益を擧ぐるこ

とが出来るのは上述の如く當然のことである。従つて此等生産業者並に商人に使用せらるる者も其餘慶を蒙るを常とする。今次歐洲戰亂勃發以來我國企業家の所得増大し、其使用者の収入も亦増加したることは世間周知の事實である。個人企業に在りては事業收益の膨脹は直ちに企業家収入の増加となり、會社企業に在りては收益の増加は株主に對する配當の増率となりて現はれ且つ個人企業にせよ會社企業にせよ高級雇員の給料又は毎期賞與金は増額せられ、下級雇員又は職工等の収入は日給の値上、臨時手當の

支給等に依りて増加したのである。

一方貨物が悉く騰貴せば、總ての人の支出は増加せざるを得ない。如何となれば、生産業に直接又は間接の關係を有すると否とを問はず、總ての人は貨物の消費者であるからである。従つて生産業に従事せる者は物價の一般的騰貴の爲め一方に於て所得を増すこととなるも、又他方に於ては従前よりも多額の生計費を要するのであるから、結局物價の騰貴は一部の生産事業關係者に損失を與ふることになるかも知れないのである。然しながら總括的に之を論ずれば、物價の騰貴は直接又は間接に何等かの生産事業に企業家として將た又使用人として従事しつゝある者に甚だしき損失を與へざるは勿論、多くの場合に於ては其所得を増大せしむるの結果を呈するものであると云ひ得る。物品販賣業、運送業及び其他生産、商業、運送等に直接の關係を有する民間營利事業に従事せる者に就きて云

ふも略ぼ同じである。

然しながら、一方政府又は財團法人より受くる恩給或は公債社債の利子に依りて衣食せる者並に官公吏及び官公私立の學校病院等の關係者は物價が騰貴するとも其所得は増加せざるを以て多大の打撃を蒙ることになる。尤も物價の騰貴は所謂月給取を窮地に陥れるものであるとは往々世人の莫然論斷する所であるが、月給又は年俸に依りて衣食する者の總てが物價騰貴の爲めに苦しめらるるものであると云ふことは出來ない。既に上文に指摘せる如く、貨物の生産又は夫れと密接の關係を有する事業に雇はるる月給取の収入は普通其等事業の收益の膨脹するに連れ増大するものであることを忘却してはならぬ。

最後に一般的物價騰貴の重大なる一影響として特記するを要する一事は貨幣の購買力の減少より生ずる債權者の損失に外ならない。物價平



準が一割騰貴することは貨幣の購買力が一割下落することに外ならないのであつて、金百圓の債權を有する者は假令其支拂期に於て元金を滞りなく受領するとしても、其金百圓を以て單に從前の九十圓に相當する丈の貨物を購入し得るに過ぎないのである。

以上總ての貨物が騰貴せる場合に於ける種々の影響を略述したのであるが、假りに一部の物價が低落せるも他の物價が夫れ以上に騰貴せる結果として物價平準が昂騰せる際に於ける社會各階級の蒙る影響は如何と云ふに、騰貴せる貨物の生産業の利潤は増加し、夫れに直接關係せる者の所得は増加す可きも、下落せる貨物の生産業の利潤は勿論減少する。消費者側より之を觀るも、打撃を受くるか否か又其打撃の程度は各人の消費する貨物の種類、數量等の如何に依りて定まる可きは理の當然である。單に物價平準の昂騰せるを見て消費者は總て損失を蒙るも

のなりと即斷するは誤りであると云はねばならぬ。

以上略述せる如く、物價騰貴の影響は頗る複雑であつて一般世人の想像せるが如く單純なものではない。終りに物價下落の爲めに社會各階級の蒙る影響は略ぼ騰貴の影響と正反對であるから夫れに對する説明は省略する。

#### 五 物價調節の可否

前節に於て論述したる如く、物價の騰貴又は下落は社會の一部を益すると同時に他の一部に損失を蒙らしむるものである。物價が幾分か騰貴せば企業家、企業家の使用人、債務者は利益を蒙るも營利事業に關係なき者並に債權者は多少の損失を蒙り、物價下落せば其反對の現象を生ずるのみならず、若し物價が急激に騰貴せば生産業に直接何等の關係を有せざる細民は日々の生活資料を得るに困難を感じ、其結果幾多の法律上並に道德上の罪人を出すに至り、又物價

が暴落せば、一部生産業者及び商人は破産の運命に遭遇し經濟界の混亂を惹起し下級労働者中多數の失業者又は失職者を生ずることあるが故に物價が著しく變動する際には往々物價の人為的調節を政府に懇願する者を輩出するに至るのであるが、物價は果して斯くの如く人為的に左右するを可とするものであるか。吾人は先づ之に對して原則としては物價は人為的に調節す可きものでないと思へばならぬ。下に其理由を述べることにする。

一、物價は自然的に調節せらるゝものである。特種貨物の價格は人為的に調節せずとも、價格が騰貴せば需用が減退すると同時に供給増加し下落せば需用増加し、供給が減少するの傾向を有するものであるから、多少の時日を藉せば、物價は自然に調節せらるゝものである。

二、物價の人為的調節は不公平なる結果を生ずることがある。一貨物の價格が騰貴せる際若

し政府が何等かの方法を講じて急に舊價に復せしむるとせば、將來其貨物を購入せんと欲する者は其調節策の恩恵を蒙る可きも、既に其貨物を騰貴せる價格を以て購入せる者は其調節の利益を受くることを得ない。又調節前に其貨物を賣却せし者は價格騰貴の爲め不豫期の利潤を收め得るも、調節後に販賣する者は此特別の利益を得る能はざるのみならず、騰貴せる價格を以て其貨物を仕入れたる商人は價格の人為的引下の爲め損失を蒙ることがある。

又、假りに一貨物の價格を調節せる爲めに其貨物の需用者並に供給者の利益を公平に保護することを得るとするも、他の貨物の價格も亦同時に幾分か騰落しつゝあるに相違なければ其等貨物の需用及供給者の幸福を増進する目的を以て總ての貨物の價格を一々何等かの方法を以て調節しなければならぬ。然しながら、斯くの如き大規模の調節は到底實行し得るものではない。



尤も物價平準が昂騰せる際に通貨の收縮を圖れば、之を人為的に下降せしむるは不可能ではない。然しながら、此政策も亦甚だしき不公平なる結果を生む虞れがある。假りに總ての貨物の價格が通貨の伸縮に依り常に同一の割合を以て騰落するものであるとするならば、物價平準が騰貴せる際に通貨を收縮し物價平準を下降せしめなば、社會の各階級に對して不公平なる影響を及ぼすことなからしむることを得るも、物價は如何なる場合に於ても又如何なる原因ありとするも決して悉く同一の率を騰落するものではないが故に、假令總ての貨物の市價が昂騰せる際に於ても物價平準の人爲的調節は不公平なる結果を生ずることとなる。蓋し低落率の高き貨物の生産者は低落率の低き貨物の生産者よりも多額の損失を蒙るからである。加之物價平準が暴騰せる際と雖も、或る貨物の相場は却つて下落して居ることもあるが故に、若し其場合に物

價平準を人為的に下降せしめなば、既に低落せる商品の生産業は立行かないことになるかも知れぬ。

三、物價平準の調節は經濟界の人氣を銷沈せしむる虞れがある。原則として物價は低き方が良いのは云ふ迄もない。蓋し人生の物質的幸福は主として財貨の消費量に比例するものであるが、安き物價は多量の貨物の消費を可能ならしむるからである。然しながら、消費する爲めには先づ生産しなければならぬ。又多量に安價の貨物を消費する爲めには先づ多量に生産しなければならぬ。而して貨物の生産を旺盛ならしむるには企業を盛んならしめなければならぬ。而かも企業を盛大ならしむるものは高率の利潤であつて、利潤をして高率ならしむる重要な一原因は高き物價である。利潤率を高上せしむる他の一大原因としては生産方法の改善に基づく生産費の低減であるが、生産の技術に何等の

變化なき際に、若し物價が騰貴せば事業勃興し、生産増加し、其結果物價は總て自然的に低落するに至るのである。其反對に物價が下落せば企業利潤減少し事業振はず貨物生産減退するに至る。従つて物價平準の人爲的引下は物價騰貴の爲め勃興せんとしつゝある企業の發達を妨害し、貨物生産の増進を阻止し、幾多勞働者の職業を奪ふことになる。

#### 四、物價調節は人民の倚頼心を増長せしむ。

凡そ貨物の價格は前述の如く或期間之を自然に放任せば自ら調節するものである。又、假りに長日月に亘りて多數の貨物の價格が連續的に騰貴し、生活費が漸次増加する場合には、總ての人の所得も亦自然に膨脹するものである。されば、物價が急激に騰貴せば、細民が一時生活費の向上の爲め窮況に陥るは勿論であるが、暫時之に抵抗することを得ば物價は應て低落するか或は収入が増加するに至り再び従前の如く露

命を繋ぐ丈けには不足を感ぜざることになるのである。而して此一少期間に於ける家計の困難は細民に取りては苦痛には相違あるまいが、艱難汝を玉に爲すの諺に漏れず、此苦痛は貧民に節約及び自制心の如何に貴重なるかを教へ、大に發奮するの動機を與へ、物價が應て下落するか、収入が稍々増加せるときに、假令如何に零碎の餘剰金と雖も浪費するを避け之を貯蓄して他日の物價騰貴に對して豫じめ備ふるに至るであらう。然るに若し或る貨物の價格が騰貴する毎に政府が狼狽して直ちに之が引下を企つるが如きことあらば、貧民は政府の政策に倚頼して獨立の精神を養ふ機會を失ふことゝはなるまいか。

之に反して物價が著しく低落せる毎に、政府が人為的に之を引上ぐるの政策を執るが如きことあらば、生産業者が事業の成績に關し常に政府の助力を仰ぐの弊風に陥り、獨力を以て生産

技術の改善を圖り事業の基礎を鞏固に爲し、以て經濟界の風雨に備ふるの用意を缺くに至るであらう。

以上、物價の調節は不良の結果を來すものなることを叙説せしが、要するに物價の人爲的調節は其目的に反する結果を呈するの虞れあるのみならず、政府に對する人民の倚頼心を助長せしめ、其經濟的抵抗力の發達を阻害するに至るものである。

然しながら以上論述せる所は原則として物價調節の不可なることを明らかにするに止まるものであつて、吾人は如何なる場合に於ても物價は之を調節す可からずと説くものではない。否、或る場合には特種貨物の價格にせよ、將た又物價平準にせよ、絶體的に之を調節するの必要を生ずることがある。されば以下簡單に如何なる事情の下にては物價を調節す可きものなるかを説明する。

一、生活資料の法外に暴騰又は暴落せしむるとき、重要なる必需品、例へば米穀が假りに急激に暴騰し細民が平常の消費量の一半すら購入すること能はざるが如きことあらば、營養不良の爲めに種々の恐る可き疾病に罹り、或は不正の所得を收むる目的を以て法律上又は道德上の罪人たるを辭せざるに至る虞れがある。斯くの如き場合には政府は米穀の輸入税を撤廢するか、或は外米の專賣を實行して米價の下落を誘致す可きである。

又、米價が急激に暴落せば、農家は翌年の植付、肥料の購入等を手控へ、延ひて米穀の産額を激減し、米價が翌年奔騰するの虞れあるに由り、内國米の輸出奨励、農村金融の救濟等の方法に依り物價の恢復を圖るを良しとする。

然しながら如何なる程度迄米穀又は他の必需品の價格が騰貴若しくは低落せば、之を人爲的に調節す可きは勿論絶體的に之が標準を定む

ること不可能であつて、社會各階級に對する各其相場の影響を慎重に考察して、其必要あるや否かを決定す可きである。

二、外國と戰爭中其終局が自國に有利なることが判明せざるべき。戰爭中物價は普通漸次著しく騰貴し一部の細民は窮境に陥るを常とする。されど若し自國の陸海軍が日清日露の兩役中に於ける我國の夫れの如く連戦連勝するときには、貧民も愛國の熱情に驅られて、物價騰貴の醸せる苦痛を意とせざるものであるが、若し今次歐洲戰亂勃發後の各歐洲交戰國に於けるが如く、戰爭が自國に對して有利なる終局を告ぐることが頗る疑はしき場合には一般國民殊に細民は物價の暴騰より生ずる損失苦痛をば戰爭、並に従つて戰爭を開始し或は之が遂行に努力しつゝある時の内閣の罪に歸し、動ともすれば政府の軍事的施設を妨害せんとするのみならず、一日も速かに平和の恢復せられんことを翹望す

る結果として、軍隊の志氣及び一般人民の元氣沮喪し、戰爭を有利に遂行すること能はざるに至る可きが爲め、出來得る丈け物價の騰貴を防ぎ、以て禍根を除去するを良策とする。現時各歐洲交戰國が物價を調節しつゝあるは蓋し此理由に基くものである。

三、買占、賣惜に依りて物價を激變せしめし者あるとき。或る貨物、殊に必需品、日用品等の大規模の買占又は賣惜に依りて市價を人爲的に暴騰せしめし者あるときは、假令其騰貴の程度が貧民をして飢餓に泣かしむるに至らずとも、政府は此等の不正行爲を取締る可きである。買占又は賣惜を禁ずれば市價は低落するか或は禁せざる場合程には騰貴せざることになる。従つて夫れに依りて物價を人爲的に調節するの結果を呈することを得るのであるが、買占又は賣惜の禁止は物價の調節よりは寧ろ不正競争に依りて不當利得を收めんとする者を取締りて社會

の秩序の紊亂を防止することを以て主たる目的と可きである。

### 六 所謂物價調節令の批評

前數節に於て吾人は物價は人爲的に調節し得るものなるも、原則として物價は自然の成行に任せ、特別の場合を除きては政府が物價調節を企圖す可きものでない所以を略述したが、其例外の一は買占又は賣惜に依りて特種貨物市價を攪亂せんとする者あるときである。我政府は先月一日の官報を以て農商務省令第二十號として『暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締』に關する規定を發表した。世に所謂『物價調節令』は即ち之を云ふのである。此調節は上記の例外の場合に相當するものであるが、茲に其規定に對して簡單なる批評を加へて此稿を終るとする。前記農商務省令第二十號の本文は左の如くである。

第一條 急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ掲グル物品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シ又ハ爲サ

△トスル者ト認ムルトキハ農商務大臣ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スヘカヲサレテ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシメ又ハ爲ナシメムトスルモノト認ムルトキ亦同シ。

- 一、米 穀類
- 二、鐵 類
- 三、石 炭
- 四、綿絲及綿布
- 五、紙 類
- 六、染 料
- 七、藥 品

第二條 前條ノ戒告ニ違反シテ買占者ハ賣惜ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

此物價調節令の發表せられたるとき、物價は需用供給の關係で定まるものであるから、買占又は賣惜の禁止に依りて之を人爲的に調節することは不可能であると論じたる者が少くながつたが、其批評の誤れることは既に指摘したる所である

又其後調節令に擧げたる七種の貨物が下落せざるの事實を論據として政府の物價調節は失敗に終つたと論ずる人もあるが、若し此調節令が發布せられなかつたならば、七種貨物の市價は或は一層騰貴したかも知れないのである。單に其價格が下落しなかつたことを以て調節令の失敗を立證することは出来ない。吾人の信ずる所に依れば、政府の調節策は僅少ではあるが幾分が物價を調節する効果があつた。唯其効力が微弱であるから、統計的に證明するは殆んど不可能である。而かも農商務省令第二十號の主なる目的とする所は物價の調節よりは寧ろ不正行爲の取締と看做す可きものである。此點に於て其省令の目的は多少達せられて居る様に思はれる。然しながら、此省令は決して完全なものではない。同省令に列擧せる七種の貨物は皆殆んど直接に人民の日常生活と密接の關係を有するものであるが故に、夫れには非難を加へる餘地が

ないが、二三の重要な貨物を逸して居る缺點がある。例へば、薪、木炭、木材、砂糖等である。加之、買占賣惜等は前記貨物のみならず他の幾多の商品に於ても行はれ且つ行はるゝ虞れあるが故に、省令に於ては選擇的に貨物を列擧せずして總ての貨物に取締を加ふることを規定した方が或は得策であつたかも知れぬ。

次に生産業者及び商人は或る程度迄皆買占又は賣惜を實行しつゝあるのであるから、之を全部取締することは商取引全體に干渉を加ふるの結果を呈し、商人に不安の念を與へ、人氣を沮喪せしむるものであるが故に、其取締の程度を一層明白に指示す可きであつた。省令には『暴利』を得ることを目的とする買占又は賣惜を禁止することになつて居るが、如何なる程度の利潤を暴利と看做す可きかに就きては何等標準と認む可きものがない。農商務大臣は其程度は大臣の常識で定めると公言したが、利潤率に對する大



臣の常識が果して如何なるものであるかは勿論不明である。省令の本文中には暴利の定義を與ふるは或は不得策であるかも知れないが、政府

は他の方法に依りて一層明確に「暴利」の意義を公表す可き筈であつた。

正 誤

前號「南スラヴ統一問題」中活字正誤左の如し。

頁	行目	誤	正
一七	四	ホスニア	ホスニア人
一七	七	コソヴァイ	コソヴァ
一七	一四	コソヴァイ	コソヴァ
二二	七	ヘルツゴヰイナ	ヘルツェゴヰイナ
二三	八	公會に依て	公會に依て
二九	五	意議を以て明白	意議を明白
二九	一三	伊太利領を	伊太利領と
三二	四	セルイヰア	セルヰイア
三三	八	而しては	而して
三三	一一	意議	意氣
三三	一一	セルヰア	セルヰイア
三三	一三	論議せる	セルヰイア 論議せらる
三五	一	スラヴ	スラヴ
三五	一	スラヴ	スラヴ
三五	一	スラヴ	スラヴ
三九	一	努めたる	努めたるも
四二	八	豫定し	豫言し
四四	五	及ぼさざる限り	及ぼさざる限り
四四	一	及ぼさざる限り	及ぼさざる限り
四五	一	及ぼさざる限り	及ぼさざる限り
四九	一〇	加ふるに	加ふるに
五一	二	アドリナツク	アドリアナツク
五四	六	ブリシヂシ	ブリシヂシ

前號(第十一卷)第九號) 目次 (大正六年九月號)

論 說

- 英帝國會議の進展(上) 慶應義塾 大學教授 占部百太郎
- 南スラヴ統一問題 慶應義塾 大學教授 林 毅 陸
- フエルヂナンド・ラッサルと獨逸労働者(四) 慶應義塾 大學教授 小泉 信三

雜 錄

- 英國に於ける戦時労働不安 法學博士 堀江 歸一
- 茶業労働の現況 勝俣千之助
- 物價の暴騰と其調節に就て 慶應義塾 大學教授 高城仙次郎
- シエラ著「經濟學と經濟學者」 批評と紹介

編輯主任

堀江 歸一 高城 仙次郎

一冊定價 金二十五錢 郵税金壹錢五厘  
一ヶ年前金 金二圓七十錢 郵 税 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛  
●營業に關する用件は發賣元宛  
●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正六年九月三十日印刷納本 每月一回一日發行  
大正六年十月一日發行

三田學會雜誌 禁 轉 載  
第十一卷第八號

編輯兼發行者 石田 新太郎  
東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内  
印刷者 金子 榮太郎  
東京市赤坂區新町五丁目四十二番地  
印刷所 金子 活版所

發 賣 元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地 叻 山 書 店

振替貯金口座東京三四一七番 電話本局二二三二番  
●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會